

## MARINE SAFETY ADVISORY No. 02-25J (Rev.1)

To: Owners/Operators, Masters, Nautical Inspectors, Recognized Organizations

SUBJECT: INSTALLATION, USE, AND UPDATING OF RADIO EQUIPMENT

Date: 7 February 2025

本安全通知は最近発行されたIMO [MSC.1/Circ.1460/Rev.5](#)を反映の上改正しましたので、MSA No.11-23は絶版となります。

国際海事機関 (IMO)は、[MSC.1/Circ.1676](#) “Delays Affecting the Availability of New GMDSS Equipment Compliance with the Revised Performance Standards In IMO Resolutions [MSC.511\(105\)](#), [MSC.512\(105\)](#), and [MSC.513\(105\)](#)”を発行しました。

このIMOサーキュラーに従い、弊局では下記の性能基準に準じた機器につきまして、2028年1月1日迄の搭載・使用を許可します：

1. 船舶用VHF無線設備で性能基準がIMO Resolution [A.803\(19\)](#), as amended by [MSC.68\(68\)](#)基準を満たしている；
2. 船舶用 MF, MF/HF 無線設備で性能基準が IMO Resolution [A.804\(19\)](#), as amended by [MSC.68\(68\)](#); 及び IMO Resolution [A.806\(19\)](#), as amended by [MSC.68\(68\)](#) 基準を満たしている；
3. インマルサット C 船舶地球基地局で性能基準が IMO Resolution [A.807\(19\)](#), as amended by [MSC.68\(68\)](#) 基準を満たしている

IMO はすべての船舶に対し、2028年1月1日以降の最初の無線検査迄に、VHF無線 機器を更新し、ITU Radio Regulations (RR) (国際電気通信連合 無線通信規則)のAppendix 18による最新周波数割り当てに準拠するように勧告しています。IMOサーキュラー[MSC.1/Circ.1460/Rev.5](#)を参照してください。

2024年12月13日、IMOはサーキュラー[COMSAR.1/Circ.32/Rev.3](#) (Harmonization of GMDSS Requirements for Radio Installations On Board SOLAS Ships)を発行しました。この改訂では単一のMF/HF無線設備はA3海域を航行する船舶の場合、主たるMF無線設備、並びに二重化設備としてのMF/HF無線設備の両方に合致する旨を明確化しております。船主および運航者は、SOLAS 第 IV 章適用の船舶について、§ 2.3 の表と脚注を参照してください。

無線通信機器の更新に関するご質問は、弊局: [radio@register-iri.com](mailto:radio@register-iri.com) までお問い合わせください。

本船舶安全通知は、毎年弊局によって審査され、特段の記載が無い限り、また置き換え、取り消しが無い限り、発行・更新から1年後に失効します。

MSA No. 02-25J (Rev.1)

1/1

注) 本和訳はご参照頂き易い様に用意されたものでマーシャルアイランド海事局発行の公式文書ではありません。本和訳とマーシャルアイランド海事局発行の公式英語版内容に齟齬が生じた場合は常に英語版を正とします。  
今回の改正部分を赤字で示します。